

審 第 2 1 9 3 号－1
答 申 第 6 2 8 号
令 和 7 年 8 月 5 日

千葉県企業局長 野 村 宗 作 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年8月4日付け企管総第801号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第1162号

令和4年6月20日付けで審査請求人から提起された、令和4年6月10日付け企管総第
489号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県企業局長（以下「実施機関」という。）が、令和4年6月10日付け企管総第489号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年5月26日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「企業局長が職務執行に際し着用している名札」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求の対象文書として「千葉県企業局長の名札」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示しない部分を写真、開示しない理由を条例第8条第2号該当として、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年6月20日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

本件の通知書「開示しない理由」によると、「写真は個人に関する情報」であるから、開示請求の対象である写真は条例第8条第2号に該当するという。

しかし、開示請求の対象となる写真は、令和4年5月25日発行に係る、千葉県営水道広報誌「県水だより」第242号で公衆に公表されている。したがって、開示請求の対象となる写真は、千葉県の発行に係る「情報公開事務の手引」に記載されている

「実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」である。

よって、開示請求の対象である写真は、条例第8条第2号イ「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、非開示情報ではない。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、写真は条例第8条第2号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書にある写真は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

3 弁明の内容

請求人は、開示請求の対象となる写真は、令和4年5月25日発行の千葉県営水道広報誌「県水だより」に掲載されていることから、県発行の「情報公開事務の手引」に記載の「実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」であるため、本件対象文書の写真は条例第8条第2号イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、不開示情報ではない旨主張する。

しかしながら、本件対象文書に掲載された写真は県水だよりに掲載された写真とは異なるため、そもそも開示請求の対象となる写真が県水だよりに掲載されているという審査請求人の主張の前提には誤りがある。

また、本件対象文書と県水だよりに掲載された写真とは、その使用用途や目的が異なり、何ら関連のない文書であるため、県水だよりに写真が掲載されていることをもって、本件対象文書が「実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報である」とする請求人の主張は誤りである。

本件対象文書は、職員と相対する者が視認することが可能ではあるが、県水だよりに

掲載された写真のように広報誌等に掲載された場合と異なり、一般に広く配布することを目的としたものではなく、また、誰でも入手できるものでもなく、更には今後も配布する予定もないことから、本件対象文書は公表されることを前提として作成されているとは言えない。

さらには、本件対象文書は、職員が勤務時間中に着用することを前提に作成されたものであるところ、写真については、一般に著作権や肖像権の観点からその使用にあたって権利者の承認が必要であり、本件対象文書も、当局として、被写体である個人に、当該前提を説明した上で本件対象文書に掲載されることについて了承を得て作成されたものであることから、その作成経緯や趣旨に照らして当該個人が、当該写真が公表されることを前提とした文書に掲載されることを了承しているとは言えず、「個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」であるとする請求人の主張が誤りであることも明らかである。

したがって、本件対象文書が「実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」に該当するとの請求人の主張が誤りであることは明らかである。

4 結論

以上のことから、本件対象文書の写真が条例第8条第2号イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとした請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

本件対象文書は、千葉県企業局長の名札である。本件決定において、実施機関は条例第8条第2号に該当するとして名札の顔写真部分（以下「本件顔写真」という。）を不開示としている。この決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件顔写真の開示・不開示について

本件顔写真は、氏名と一体のものとして企業局長の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。

よって、本件顔写真は条例第8条第2号本文に該当するが、その開示・不開示の判断に当たっては、当該情報の条例第8条第2号イ及びハ該当性が問題となるため、

以下、検討する。

ア 条例第8条第2号イ該当性について

(ア) 本件顔写真の条例第8条第2号イ該当性について

名札は、実施機関が定める「職員の名札着用要綱」(平成10年9月21日施行、以下「要綱」という。)に基づき職員が着用するものである。要綱は条例第8条第2号イの「法令等」には該当しないため、本件顔写真は法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

また、名札は職員が勤務時間中に着用するものであり、職員と相対する者だけが限られた条件下においてのみ視認できるものである。よって、本件顔写真は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも言えない。

以上のとおり、本件顔写真は条例第8条第2号イに該当しない。

(イ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、広報紙「県水だより」に企業局長の顔写真が掲載されているため、開示請求の対象となる本件顔写真は条例第8条第2号イに該当すると主張する。

条例第8条第2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、個人が公表されることを了承している情報、個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報など、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報をいうものである。

本件顔写真は、審査請求人の主張する広報紙「県水だより」に掲載されている企業局長の写真とは異なる時点で撮影された別異の顔写真であるところ、両者の使用用途や目的は異なるのであるから、これらは異なる情報として取り扱われる必要がある。そして、企業局長が本件顔写真の公表を了承したり、同人がこれを自主的に公表したと認められる事情もない。また、企業局長において、実施機関が保有する企業局長の顔写真を、一般的に公表することを了承した事実も認められず、その他本件顔写真を公表しても社会通念上同人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実であるということが出来る事情も認めることはできない。

したがって、本件顔写真に係る情報は、条例第8条第2号イに該当しないのであるから、審査請求人の主張を認めることはできない。

イ 条例第8条第2号ハ該当性について

職員の名札は、要綱によって勤務時間中に職員による着用が求められるものであって、名札の着用に関する情報は条例第8条第2号ハに規定する職務遂行に係る情報であると解されるところ、名札の内容そのものは、職務遂行に関連する情報

として開示の対象となり得るものである。もっとも、名札の内容を開示することとなった場合に開示されることとなるのは、同号所定の当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分であって、顔写真は条例上含まれていない。

したがって、本件顔写真は条例第8条第2号ハには該当しない。

(2) 結論

以上のとおり、本件顔写真は条例第8条第2号本文に該当し、同号イ及びハのいずれにも該当しないことから、これを不開示とした実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 8月 8日	諮問書の受理
令和7年 3月25日	審議
令和7年 4月28日	審議
令和7年 5月28日	審議
令和7年 6月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安 藤 な つ き	弁護士	
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)